

各自治体の助成金一覧（東京都）

| 都道府県での助成の概要 | 市区町村 | 各市町村での助成の概要 | |
|--------------|------------------------|--|--|
| 【不妊検査等助成事業】 | 千代田区 | 【不妊検査等助成事業】 不妊検査等に要した医療費の自己負担額（食事療養標準負担額、個室使用料および文書料を除く。）から東京都の不妊検査等助成事業により助成された額を差し引いた額について、2万5千円を上限に助成します。 対象は、東京都の不妊検査等助成事業の承認を受けている夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の状態にある方を含む）で、不妊検査開始日から申請時までの間、夫婦いずれかが千代田区に住所を有している方です。 | |
| | 中央区 | — | |
| | 港区 | 【港区特定不妊治療費（先進医療、自由診療）助成金制度】 助成対象となる保険適用外の治療（先進医療、自由診療）に対して1回上限30万円まで助成します。（治療開始日における妻の年齢に応じて助成回数の上限あり） | |
| | 文京区 | 【特定不妊治療費用の一部助成】 ①保険適用の治療と併せて行われる先進医療を受けた場合、先進医療に要した自己負担額を助成します。（1回の助成上限5万円） ②先進医療（①以外）及び先進医療会議で審議中の治療等を受けたことにより、治療全体が全額自己負担となる治療を受けた場合、治療全体に要した自己負担額を助成します。（1回の助成上限10万円） 【男性不妊検査費用の一部助成】 男性不妊検査に要した医療保険の対象外の検査費または1万円のいずれか少ない額を、1回限り助成します。 | |
| | 台東区 | 【台東区特定不妊治療（先進医療）助成事業】 1回の特定不妊治療（保険診療）と併せて実施した先進医療が対象で、東京都特定不妊治療費（先進医療）の助成上限額（15万円）を受けている場合、先進医療にかかる自己負担額の7割から15万円を除いた額と上限5万円を比較し、いずれか低い額（1円未満切捨）を助成します。（治療開始日における妻の年齢に応じて助成回数の上限あり） | |
| | 江東区 | — | |
| | 品川区 | — | |
| | 大田区 | — | |
| | 世田谷区 | — | |
| | 【東京都特定不妊治療（先進医療）費助成事業】 | 中野区 | 【中野区不妊検査等（一般不妊治療含む）助成】 不妊検査等に要した医療費から、東京都で承認決定された助成額を差し引いた額について、25,000円を上限として助成します。 |
| | | 杉並区 | — |
| | | 豊島区（としまく） | — |
| | | 板橋区 | — |
| | | 練馬区 | — |
| | | 足立区 | 【足立区特定不妊治療費助成】 東京都特定不妊治療費（先進医療）助成事業の承認決定を受けている方の、1回の特定不妊治療（保険診療）と併せて実施した先進医療に対し、5万円を上限に助成します。 |
| | | 葛飾区 | — |
| | | 八王子市 | — |
| | | 昭島市（あきしまし） | 【昭島市特定不妊治療医療費助成】 東京都特定不妊治療費（先進医療）助成事業の承認決定を受けている方で、東京都の助成を超えた費用に対し、上限3万円助成します。 |
| | | 調布市 | — |
| | 国立市 | — | |
| | 【不育症検査助成事業】 | 東大和市 | 【東不妊検査費・不育症検査費】 不妊検査費に関しては経過措置の上乗せ助成のみで、令和4年4月1日以降に開始された治療に対しては助成は行っていません。 |
| 国分寺市 | | — | |
| 福生市（ふっさし） | | — | |
| 清瀬市 | | 【不育症治療費】 | |
| 武蔵村山市 | | — | |
| 稲城市（いなぎし） | | 【特定不妊治療医療費】 | |
| 羽村市 | | — | |
| あきる野市 | | — | |
| 奥多摩町（おくたままち） | | 【不妊検査・不妊治療費】 | |

各自治体の助成金一覧（神奈川県）

| 都道府県での助成の概要 | 市区町村 | 各市町村での助成の概要 |
|-------------|---------------|--------------|
| | 横浜市 | — |
| | 川崎市 | — |
| | 横浜賀市 | 【不育症治療費】 |
| | | 【生殖補助医療費】 |
| | 鎌倉市 | 【不育症治療費】 |
| | 逗子市 | — |
| | 三浦市 | — |
| | 葉山町 | — |
| | 相模原市 | — |
| | 厚木市 | — |
| | 大和市 | 【不育症治療費】 |
| | 海老名市 | 【不育症治療費助成】 |
| | 座間市 | — |
| | 綾瀬市 | 【不育症治療費】 |
| | | 【不育症治療費】 |
| | 愛川町（あいかわまち） | 【不育症治療費】 |
| | | 【一般不妊治療費用助成】 |
| | 清川村 | 【不育症治療費】 |
| | 平塚市 | 【不育症治療費助成】 |
| | 藤沢市 | 【不育症治療費】 |
| | 茅ヶ崎市 | 【不育症治療費】 |
| | 秦野市（はだの） | 【不育症治療費】 |
| | 伊勢原市 | 【一般不妊治療費】 |
| | 寒川町（さむかわ） | 【不育症治療費】 |
| | 大磯町 | 【不育症治療費】 |
| | 二宮町 | 【不育症治療費】 |
| | 小田原市 | 【不育症治療費】 |
| | 南足柄市（みなみあしがら） | 【不育症治療費】 |
| | 中井町 | 【不育症治療費】 |
| | 大井町 | 【不育症治療費】 |
| | 松田町 | 【不育症治療費】 |
| | 山北町 | 【不育症治療費】 |
| | 開成町 | — |
| | 箱根町 | 【一般不妊治療費】 |
| | 真鶴町（まなづる） | 【不育症治療費】 |
| | 湯河原町 | 【不育症治療費】 |

【神奈川県不育症検査費用助成事業】
 令和4年12月1日以降に受けた、先進医療に指定された「流死産検体をを用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児脳染色体検査）」に対し、検査1回につき5万円まで助成します。
 検査費用が5万円に満たない場合は、証明書に記載された金額（実際にかかった額）になります。

各自治体の助成金一覧（埼玉県）

| 都道府県での助成の概要 | 市区町村 | 各市町村での助成の概要 |
|-------------|-------------|---|
| | 上尾市（あげおし） | <p>【不妊治療費】</p> <p>【不妊治療（体外受精および顕微授精）費】</p> <p>【不育症検査費】</p> |
| | 朝霞市（あさかし） | <p>【早期不妊治療費】</p> <p>【早期不妊検査・不育症検査費】</p> |
| | 伊奈町（いなまち） | 【早期不妊検査費・不育症検査費・早期不妊治療費】 |
| | 入間市（いるまし） | 【早期不妊検査費・不育症検査費助成事業・不妊治療費】 |
| | 小鹿野町（おがのまち） | <p>【早期不妊・不育症検査費助成事業】</p> <p>不妊・不育症検査等の開始時に、妻の年齢が43歳未満の夫婦が受けた対象となる検査に対し2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> <p>【早期不妊治療費助成事業】</p> <p>治療開始時の妻の年齢が35歳未満のご夫婦（事実婚含む）が対象です。</p> <p>医療保険法の適用となる診療（保険診療）として実施した生殖補助医療のうち「体外受精治療」または「顕微授精治療」および男性不妊治療のうち「精液内精子採取術」を含む治療にかかった費用のうち、申請者が負担した額に対して10万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> <p>※医療保険や共済組合等より高額医療費制度や給付等を受けた場合、その額を控除します。</p> <p>【マイビイビー支援事業】</p> <p>夫婦（事実婚含む）の一方または双方が申請日の一年以上前から小鹿野町に住所を有し、在住している方が対象です。</p> <p>不妊・不育症治療に要した医療費の自己負担額のうち①または②の額</p> <p>① 体外受精治療・顕微授精治療・・・35万円を上限に助成します。</p> <p>② ①以外の不妊症・不育症治療・・・5万円を上限に助成します。</p> <p>※医療保険や共済組合等より高額医療費制度や給付等を受けた場合、その額を控除します。</p> <p>1年度に1回限り、同一夫婦5回まで助成します。</p> <p>（不妊治療で生涯5回、不育症治療で生涯5回を上限）</p> <p>早期不妊治療費助成制度を受けてなお超えた治療費に対しても助成します。</p> |
| | 小川町（おがわまち） | <p>【早期不妊検査費助成事業】</p> <p>ご夫婦が共に受けた検査で、不妊検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、検査にかかった自己負担額（1,000円未満切り捨て）のうち、2万円を上限とします。</p> <p>【不育症検査費助成事業】</p> <p>妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、検査にかかった自己負担額（1,000円未満切り捨て）のうち、2万円を上限とします。</p> |
| | 桶川市（おけがわし） | <p>【早期不妊検査費・不妊治療費・不育症検査費の助成】（不妊治療費に関しては経過措置の上乗せ助成のみで、令和4年4月1日以降に開始された治療に対しては助成は行っていない）</p> <p>不妊検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、検査費用の自己負担額（千円未満切り捨て）に対し「2万円」を上限とし、夫婦1組につき1回助成します。</p> <p>医療保険適用、適用外どちらの不妊検査も対象となり、1年以内に受けた検査の自己負担額の総額に対し、上限2万円となります。</p> |
| | 越生町（おごせまち） | <p>【越生町早期不妊検査費助成事業】</p> <p>助成対象となる不妊検査にかかる費用のうち助成対象者の自己負担に対し、2万円を上限に助成します。</p> <p>【越生町不育症検査費助成事業】</p> <p>検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、夫婦1組につき1回のみ上限2万円助成します。</p> |
| | 春日部市 | <p>【早期不妊検査費・不育症検査費助成事業】</p> <p>検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、夫婦1組につきそれぞれ1回のみ助成対象検査自己負担額のうち2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> |
| | 加須市（かぞし） | <p>【不妊治療費の助成】</p> <p>助成対象経費から、健康保険組合からの給付（高額療養費や付加給付金）を控除した額の2分の1（上限15万円）助成します。保険適用外の治療は対象外です。</p> <p>【早期不妊検査費の助成】</p> <p>不妊検査を受けた方を対象に、その検査費に対し、一部助成（上限2万円）をします。助成回数は、夫婦1組につき1回を限度とします。</p> <p>【不育症検査費の助成】</p> <p>不育症検査を受けた方を対象に、その検査費に対し、一部助成（上限2万円）をします。助成回数は、夫婦1組につき1回を限度とします。</p> |
| | 神川町（かみかわまち） | <p>【早期不妊検査費・不育症検査費助成事業】</p> <p>検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、早期不妊検査費：夫婦が共に受けた検査にかかった費用（1回限り）、不育症検査：夫婦が共に受けた検査、又は妻のみが受けた検査にかかった費用（1回限り）をそれぞれ上限20,000円（1,000円未満は切り捨て）助成します。</p> |
| | 上里町（かみさとまち） | <p>【不妊治療費助成事業】</p> <p>不妊治療開始時における女性の年齢が43歳以上である夫婦を対象に、療機関において受けた保険診療対象外の治療に要した費用の自己負担額を同一夫婦1組につき1年度につき1回とし、10万円を限度として助成します。通算して2年度を限度とします。</p> <p>【早期不妊検査費・不育症検査費助成事業】</p> <p>検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、夫婦1組につきそれぞれ1回のみ助成対象検査自己負担額のうち2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> |
| | 川口市 | <p>【早期不妊検査費・不育症検査費助成事業】</p> <p>検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、夫婦1組につきそれぞれ1回のみ助成対象検査自己負担額のうち2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> |
| | 川越市 | <p>【川越市不育症検査費助成事業】</p> <p>検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、夫婦1組につき1回のみ助成対象検査自己負担額のうち2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> <p>【川越市早期不妊検査費助成事業】</p> <p>検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、夫婦1組につき1回のみ助成対象検査自己負担額のうち2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> |
| | 川島町（かわじままち） | <p>【川島町早期不妊検査費助成事業「ここのとり健診1」】</p> <p>検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、夫婦1組につき1回のみ助成対象検査自己負担額のうち2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> <p>【川島町不育症検査費助成事業】</p> <p>検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、夫婦1組につき1回のみ助成対象検査自己負担額のうち2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> |
| | 北本市 | <p>【不妊検査費の助成】</p> <p>検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、夫婦1組につき1回のみ助成対象検査自己負担額のうち2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> <p>【不育症検査費の助成】</p> <p>検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、夫婦1組につき1回のみ助成対象検査自己負担額のうち2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> |
| | 行田市（ぎょうだし） | <p>【不育症検査費助成事業】</p> <p>検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、夫婦1組につき1回のみ助成対象検査自己負担額のうち2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> <p>【早期不妊検査費助成事業】</p> <p>検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、夫婦1組につき1回のみ助成対象検査自己負担額のうち2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> |
| | 久喜市（くきし） | <p>【久喜市早期不妊検査費助成事業】</p> <p>検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、夫婦1組につき1回のみ助成対象検査自己負担額のうち2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> <p>【久喜市不育症検査費助成事業】</p> <p>検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、夫婦1組につき1回のみ助成対象検査自己負担額のうち2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> |

各自治体の助成金一覧（埼玉県）

| 都道府県での助成の概要 | 市区町村 | 各市町村での助成の概要 |
|------------------|---------------|--|
| | 熊谷市（くまがやし） | <p>【熊谷市不妊治療費助成事業】 助成の対象となる治療に要した費用のうち自己負担額とし、1年度あたり10万円を限度に通算5年度に限り助成する。ただし、男不妊治療にあつては、その妻に係る特定不妊治療に対する助成が通算5年度に達した場合終了します。</p> <p>【熊谷市不育症治療費助成事業】 夫婦の前年所得（1～5月の申請の場合は前々年の所得）の合計額が730万円未満である方を対象に、1年度当たり30万円を限度に通算5年度助成します。</p> |
| | 鴻巣市（こうのすし） | <p>【鴻巣市早期不妊治療費助成金】 治療開始時の妻の年齢が35歳未満である夫婦に対して、1組の夫婦につき1回限り、保険診療に係る自己負担額（医療保険各法の規定による高額療養費制度の適用額を除く）で、上限10万円を助成します。</p> <p>【鴻巣市早期不妊検査費及び不育症検査費助成事業】 夫婦で受けた不妊検査・不育症検査に対して2万5千円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。（不育症検査については、妻のみが受けた検査も対象） 検査開始時に妻の年齢が43歳未満の夫婦が対象です。</p> |
| | 越谷市（こしがやし） | <p>【早期不妊検査費・不育症検査費助成事業】 夫婦で受けた不妊検査・不育症検査に対してそれぞれ2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> |
| | さいたま市 | <p>【さいたま市早期不妊検査費（このとり健診推進事業）・不育症検査費助成事業】 検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、夫婦1組につきそれぞれ1回のみ助成対象検査自己負担額のうち2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> |
| | 坂戸市（さかどし） | <p>【坂戸市不育症検査費助成事業】 検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、夫婦1組につき1回のみ助成対象検査自己負担額のうち2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> <p>【坂戸市早期不妊検査費助成事業】 期に不妊検査を受けたご夫婦（妻の年齢が43歳未満）に、費用の一部をご夫婦1組につき1回限り、上限2万円を助成します。</p> |
| | 幸手市（さつてし） | <p>【幸手市不妊検査費・不育症検査費助成事業】 検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、夫婦1組につきそれぞれ1回のみ助成対象検査自己負担額のうち2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> <p>【不妊治療費助成事業】 開始日初日の女性の年齢が35歳未満である方に対し、医療保険適用となった治療費の自己負担分を1年上限10万円助成します。（1年限り） サイト記載なし。</p> |
| | 狭山市（さやまし） | <p>【早期不妊検査費助成事業・不育症検査費助成事業】 検査開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、夫婦1組につきそれぞれ1回のみ助成対象検査自己負担額のうち2万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。</p> |
| | 志木市（しきし） | <p>【早期不妊・不育症検査費・治療費助成事業】</p> |
| | 白岡市（しらおかし） | <p>【早期不妊検査費・不育症検査費助成】 妻の年齢が43歳未満の夫婦を対象に早期不妊・不育症検査にかかる費用を助成します。助成回数は、1組の夫婦につき、それぞれ1回限り、上限は2万円です。</p> |
| | 杉戸町（すぎとまち） | <p>【早期不妊検査費助成事業】 不妊症の診断のために医師が必要と認めた一連の検査を夫婦そろって受けた場合（検査開始時の妻の年齢が43歳未満）、対象となる不妊検査の費用に対して2万円を上限に助成します。</p> <p>【不育症検査費助成事業】 2回以上の流産、死産あるいは早期新生児死亡の既往がある、または医師が不育症と判断している場合に医師が必要と認めた不育症リスク因子の検査費用（検査開始時の妻の年齢が43歳未満）に対して2万円を上限に助成します。</p> |
| 【先進医療不育症検査費助成事業】 | 草加市（そうかし） | <p>【不妊検査費の助成】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します（1000円未満は切捨て）。</p> <p>【不育症検査費の助成】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します（1000円未満は切捨て）。</p> <p>【不妊治療の助成】 治療の開始日時点において妻の年齢が35歳未満である夫婦に対し、保険適用で受けた治療費の自己負担額から、健康保険から給付される高額療養費等の金額を差し引いた額について、1組の夫婦につき1回限り10万円を上限として助成します。（1000円未満は切捨て）</p> |
| | 秩父市 | <p>【不妊治療費助成事業（ゆりかご支援事業）】 妊娠等の治療に要する医療保険適用外の医療費（検査・治療・投薬料等）に2分の1を乗じた額（上限5万円）を同一夫婦に対し生涯2回まで助成します。 ただし、同一年度において受けた不妊・不育治療に係る助成金の交付は1回を限度とします。</p> <p>【早期不妊検査費・不育症検査費助成事業】 妻の年齢が43歳未満の夫婦を対象に早期不妊・不育症検査にかかる費用を助成します。助成回数は、1組の夫婦につき、それぞれ1回限り、上限は2万円です。</p> |
| | 鶴ヶ島市（つるがしまし） | <p>【鶴ヶ島市不妊治療費助成事業】 治療開始時の妻の年齢が43歳未満であるご夫婦を対象に、10万円を限度に1回を助成を行います。 保険診療に係る治療費用のうち、自己負担の合計額から医療保険各法の規定による医療に関する給付金（高額療養費等）を除いた金額とします。</p> <p>【不育症検査費助成事業】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します。</p> <p>【早期不妊検査費助成事業】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | ときがわ町（ときがわまち） | <p>【不育症検査費の助成】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します。</p> <p>【ときがわ町不妊治療費助成事業】 治療開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、不妊治療に関する検査・治療・投薬料等の自己負担分に対し1回、10万円を限度として助成します。</p> |
| | 所沢市（ところざわし） | <p>【所沢市早期不妊検査費助成事業】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します。</p> <p>【所沢市早期不育症検査費助成】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 戸田市 | <p>【不妊治療費の助成（先進医療）】 夫婦の双方または一方が1年以上前から戸田市に住民登録していることを条件に、対象となる治療（先進医療）に係る費用の7割、戸田市不妊治療実施証明書作成費用の金額の合計金額について、15万円を限度に助成します。</p> <p>【不育症検査費の助成】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します。</p> <p>【早期不妊検査費の助成】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 長瀬町（ながとろまち） | <p>【不妊治療費等助成事業】 【早期不妊検査・不育症検査助成事業】 【早期不妊治療費助成事業】</p> |

各自治体の助成金一覧（埼玉県）

| 都道府県での助成の概要 | 市区町村 | 各市町村での助成の概要 |
|-------------|----------------|---|
| | 滑川町（なめがわまち） | <p>【滑川町早期不妊治療費助成事業】 令和4年4月1日以降に開始し、治療が今年度中（令和5年3月31日）までに終了した保険治療の自己負担分に対し、1回限り10万円まで助成します。</p> <p>【滑川町早期不妊検査費助成事業】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します。</p> <p>【滑川町不育症検査費助成事業】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 新座市（にいざし） | <p>【早期不妊治療費助成事業】 医療保険の適用になったことに伴い、初めて生殖補助医療（「体外受精」又は「顕微授精」及び、「精巣内精子採取術」）を行った夫婦（治療開始時の妻の年齢が35歳未満）に対して、自己負担分を1回限り上限5万円まで助成します。</p> <p>【早期不妊検査費・不育症検査費助成事業】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につきそれぞれ1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 蓮田市（はすだし） | <p>【蓮田市早期不妊検査費・不育症検査費助成】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につきそれぞれ1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 鳩山町（はとやままち） | <p>【不育症検査費助成事業】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します。 サイト掲載無し</p> <p>【鳩山町早期不妊検査費用助成金事業】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 羽生市（はにゅうし） | <p>【不妊治療費助成事業】 令和4年4月1日以降に治療を開始した医療費（保険適用分）を対象に、自己負担額から付加給付金等を除いた金額の1/2助成します。（上限10万円） 初めて治療を開始した時点での女性の年齢が ・40歳未満の場合：一子につき通算6回まで ・40歳以上43歳未満の場合：一子につき通算3回まで助成対象です。</p> <p>【早期不妊検査・不育症検査費助成事業】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につきそれぞれ1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 飯能市（はんのうし） | <p>【飯能市不妊検査費・不育症検査費助成事業】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につきそれぞれ1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 東秩父村（ひがしちちぶむら） | <p>【早期不妊検査・不育症検査費助成事業】</p> |
| | 東松山市 | <p>【早期不妊検査費・不育症検査費助成事業】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につきそれぞれ1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 日高市 | <p>【不妊検査費の助成】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します。</p> <p>【不育症検査費の助成】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 深谷市（ふかやし） | <p>【深谷市早期不妊治療費補助事業】 不妊治療開始時の妻の年齢が35歳未満である夫婦に対し、保険診療として実施した生殖補助医療のうち「体外受精治療」又は「顕微授精治療」及び男性不妊治療のうち「精巣内精子採取術」を含む治療を行った場合、自己負担した額のうち、1,000円未満の端数が生じる場合には切り捨てとして、10万円を上限に補助します。</p> <p>【深谷市早期不妊検査費・不育症検査費補助事業】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につきそれぞれ1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 富士見市 | <p>【富士見市不妊検査・不育症検査費助成事業】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につきそれぞれ1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | ふじみ野市 | <p>【不妊治療費助成】 治療開始時の妻の年齢が43歳未満である夫婦に、対象となる保険診療に係る治療費用から、申請者が負担した額の合計額から医療保険各法の規定による医療に関する給付金（高額療養費等）を除いた金額を1回限り上限10万円まで助成します。</p> <p>【不妊検査費助成】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します。</p> <p>【不育症検査費助成】 検査開始日時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します。</p> |

各自治体の助成金一覧（埼玉県）

| 都道府県での助成の概要 | 市区町村 | 各市町村での助成の概要 |
|-------------|--------------|--|
| | 本庄市（ほんじょうし） | <p>【ウェルカムベビー助成金事業】 特定不妊治療及び一般不妊治療に係る費用（保険診療対象外）の自己負担額を10万円を上限として助成します。 同一夫婦1組に対し、1年度1回、通算して5年度まで助成します。</p> <p>【早期不妊検査費助成金】 検査開始日時時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します。</p> <p>【不育症検査費助成金】 検査開始日時時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 松伏町（まつぶしまち） | <p>【早期不妊検査費及び不育症検査費の助成】 検査開始日時時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につきそれぞれ1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 三郷市（みさとし） | <p>【不妊治療費等助成】 治療開始日において妻の年齢が35歳未満の夫婦を対象に、保険診療として実施した生殖補助医療のうち体外受精治療又は顕微鏡授精治療及び男性不妊治療のうち精巣内精子採取術を含む治療に対し、高額療養費等の支給を差し引いた金額のうち、上限1.0万円助成します。</p> <p>【不妊検査・不育症検査費助成】 検査開始日時時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につきそれぞれ1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 美里町（みさとまち） | — |
| | 皆野町（みなのみち） | <p>【不妊・不育症検査費助成】 検査開始日時時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につきそれぞれ1回限り2万円を上限として助成します。</p> <p>【不妊治療費助成】 皆野町に1年以上住民登録をしており現在不妊治療を行っている夫婦を対象に、不妊治療に要した医療費の自己負担額の2分の1の額を助成します。ただし、当該額が5万円を上回る場合は、5万円を上限として助成します。</p> |
| | 宮代町（みやしろまち） | <p>【宮代町早期不妊検査費・不育症検査費助成金交付事業】 検査開始日時時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につきそれぞれ1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 三芳町（みよしまち） | <p>【早期不妊検査費助成・早期不育症検査費助成】 検査開始日時時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につきそれぞれ1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 毛呂山町（もろやままち） | <p>【毛呂山町早期不妊検査費助成金】 検査開始日時時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につきそれぞれ1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 八潮市（やしおし） | <p>【八潮市早期不妊検査費・不育症検査費助成事業】 検査開始日時時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につきそれぞれ1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 横瀬町（よこぜまち） | <p>【不妊・不育治療費助成事業（マイ・エンゼル支援事業）】 1年度あたり、1回までとし、同一の夫婦に対して、不妊治療で生涯3回、不育治療で生涯3回までを上限とします。 助成金の額は、医師の証明する治療期間ごとの不妊・不育治療費の自己負担分の2分の1の額を助成します。ただし、当該額が1回につき10万円を上回る場合は、10万円を限度として助成します。</p> <p>【不妊検査・不育症検査費助成事業】 検査開始日時時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につきそれぞれ1回限り2万円を上限として助成します。 ※保険診療の治療と併せて行った先進医療（保険適用外）は助成に含みません。 ※サイト記載なし</p> |
| | 吉川市（よしかわし） | <p>【早期不妊治療費の助成】 保険診療で不妊治療をされた方のうち、治療開始時期に妻の年齢が35歳未満のご夫婦を対象に上限10万円を助成します。 ※保険診療の治療と併せて行った先進医療（保険適用外）は助成に含みません。</p> <p>【不妊検査費・不育症検査費の助成】 検査開始日時時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につきそれぞれ1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 吉見町（よしみまち） | <p>【早期不妊検査・不育症検査費助成】 検査開始日時時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につきそれぞれ1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 寄居町（よりいまち） | <p>【寄居町生殖補助医療費（特定不妊治療・男性不妊治療）補助金交付事業】 治療開始時点で妻の年齢が43歳未満の方が対象です。 対象治療 (1) 特定不妊治療：体外受精治療及び顕微鏡授精治療をいう。 (2) 男性不妊治療：特定不妊治療をおこなうために必要とされる精巣内精子採取法または精巣上体精子吸引採取法による治療 その他精子を精巣または精巣上体から採取するための手術をいう。 ただし、夫婦以外の第三者からの精子、卵子または胚の提供による不妊治療、代理母、借り腹は助成の対象にはなりません。 (3) 先進医療：未だ保険診療として認められていない先進的な医療技術等で、治療全体が全額自己負担となる治療 補助内容 (1) 補助金額：自己負担額の2分の1 ※医療保険法各法による給付を受けることができる場合は、当該給付の額を除いた額とします。 (2) 補助の上限額 1. 特定不妊治療または男性不妊治療は、それぞれ5万円まで。 2. 1と同時に先進医療を実施した場合は、それぞれ1.0万円まで。 (3) 申請回数：1年度中につき1回</p> <p>【不妊検査費・不育症検査費補助金交付事業】 検査開始日時時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につきそれぞれ1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 嵐山町（らんざんまち） | <p>【早期不妊検査費助成事業（このとり健診推進事業）】 検査開始日時時点の妻の年齢が43歳未満である夫婦を対象に、対象検査にかかった費用を1組の夫婦につき1回限り2万円を上限として助成します。</p> |
| | 和光市（わこうし） | <p>【早期不妊検査・不育症検査費助成】 【不妊治療費助成】</p> |
| | 蕨市（わらびし） | <p>【不妊検査費助成事業】 【不育症検査費助成事業】</p> |

各自治体の助成金一覧（千葉県）

| 都道府県での助成の概要 | 市区町村 | 各市町村での助成の概要 |
|-------------|------------------|--|
| | 旭市(あさひし) | — |
| | 我孫子市(あびこし) | — |
| | いすみ市(いすみし) | — |
| | 市川市(いちかわし) | 【市川市不妊治療費助成事業】 治療開始時の妻の年齢が4.3歳未満のご夫婦を対象に、一般不妊治療（不妊検査、タイミング法・人工受精など）を受けた場合、自己負担額の2分の1、上限50,000円助成します。（保険適用、保険適用外問わず） |
| | 一宮町(いちのみやまち) | — |
| | 市原市(いちはらし) | — |
| | 印西市(いんざいし) | — |
| | 浦安市(うらやすし) | 【男性不妊検査費の助成】 男性不妊検査にかかった費用に対して年度内上限1万円を助成します。 |
| | 大網白里市(おおあみしらさとし) | — |
| | 大多喜町(おおたきまち) | 【特定不妊治療費助成】 経過措置が終わった後でも、限度の回数使い切っていないければ、保険適用内、外問わず助成します。 【一般不妊治療費助成】 1組の夫婦に対して自己負担額内で、1年度あたり5万円を限度に助成します。 助成回数(1)タイミング療法、薬物療法、手術法等（保険診療）は連続2年間 (2)人工授精等（保険適用外）は連続5年間とする。 |
| | 御宿町(おんじゅくまち) | 【御宿町不妊治療費等助成事業】 申請日の1年以上前から御宿町に住所を有する夫婦が対象です。 医療機関において不妊症と診断され、不妊治療を医療保険で受けた方、もしくは、医療機関において不育症またはその疑いがあると診断され、原因を特定するための検査または治療を医療保険で受けた方に、 ①不妊治療一治療費の合計の2分の1。1申請者につき、1年度あたり1.5万円が上限額 ②不育治療一治療費の合計の2分の1。1申請者につき1回の妊娠あたり1.0万円が上限額 助成します。 |
| | 柏市(かしわし) | — |
| | 勝浦市(かつうらし) | 【不妊治療費助成】 【不妊治療費助成】 市内に夫婦とも1年以上住民登録し、戸籍法に基づき婚姻後1年以上が経過し、子が1人もなく不妊治療の必要な方が対象です。 夫婦の前年の所得の合計額が450万円未満の場合のみ、保険診療適用外の検査、及び治療費の7割、限度額は年額30万円を助成します。 助成決定後の最初の診療日を起算日とし、引き続き2年間助成します。 |
| | 香取市(かとりし) | — |
| | 鎌ヶ谷市(かまがやし) | — |
| | 鴨川市(かもがわし) | — |
| | 木更津市(きさらづし) | — |
| | 君津市(きみつし) | — |
| | 鏡南町(きよなんまち) | — |
| | 九十九里町(くじゅうくりまち) | — |
| | 神崎町(こうざきまち) | — |
| | 栄町(さかえまち) | — |
| | 佐倉市(さくらし) | — |
| | 山武市(さんむし) | — |
| | 酒々井町(しずいまち) | 【不育症治療費用の一部を助成】 医療保険適用対象外の治療費が対象です。1治療期間30万円が上限になります。 |
| | 芝山町(しばやままち) | — |
| | 白子町(しらこまち) | — |
| | 白井市(しろいし) | — |
| | 匝瑳市(そうさし) | — |
| | 袖ヶ浦市(そでがうらし) | — |
| | 多古町(たこまち) | — |
| | 館山市(たてやまし) | — |
| | 千葉市(ちばし) | — |
| | 鎌子市(ちようしし) | — |
| | 長生村(ちようせいむら) | — |
| | 長南町(ちようなんまち) | — |
| | 東金市(とうがねし) | — |
| | 東庄町(とうのしょうまち) | — |
| | 富里市(とみさとし) | — |
| | 長柄町(ながらまち) | — |
| | 流山市(ながれやまし) | — |
| | 習志野市(ならしのし) | — |
| | 成田市(なりたし) | — |
| | 野田市(のだし) | 【野田市不妊治療費助成金支給事業】 治療開始時の妻の年齢が4.3歳未満の夫婦の、医療保険適用の治療及び検査等に不妊治療1回につき上限20万円助成します。回数に制限はありません。 |
| | 富津市(ふつつし) | — |
| | 船橋市(ふなばしし) | — |
| | 松戸市(まつどし) | — |
| | 南房総市(みなみぼうそうし) | — |
| | 睦沢町(むつさわまち) | — |
| | 茂原市(もばらし) | — |
| | 八街市(やちまたし) | — |
| | 八千代市(やちよし) | — |
| | 横芝光町(よこしばひかりまち) | — |
| | 四街道市(よつかいどうし) | — |

各自治体の助成金一覧（茨城県）

| 都道府県での助成の概要 | 市区町村 | 各市町村での助成の概要 |
|-------------|----------------|-----------------------|
| | 阿見町 | 【不育症治療費】 |
| | | 【不育症治療費】 |
| | 石岡市 | 【不妊治療費】 |
| | | 【特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）費】 |
| | 潮来市（いたこ） | — |
| | | 【不育症治療費助成】 |
| | 稲敷市 | 【特定不妊治療（体外受精・顕微授精）費】 |
| | | 【一般不妊治療（人工授精）費】 |
| | 茨城町 | — |
| | 牛久市 | 【不育症検査・治療費】 |
| | 大洗町 | 【不育症治療費】 |
| | | 【不妊治療費】 |
| | 小美玉市（おみたま） | 【不妊検査費・一般不妊治療費】 |
| | 笠間市 | — |
| | 鹿嶋市（かしま） | 【不育症検査・治療費】 |
| | かすみがうら市 | 【不育症治療費】 |
| | 神栖市（かみず） | 【不妊検査費・一般不妊治療費】 |
| | 河内町（かわち） | — |
| | 北茨城市 | — |
| | 古河市（こが） | 【不育症治療費】 |
| | 五霞町（ごか） | — |
| | 境町 | — |
| | 桜川市 | — |
| | 下妻市 | — |
| | 常総市（じょうそう） | — |
| | 城里町 | — |
| | 大子町（だいご） | 【不妊治療費】 |
| | 高萩市 | — |
| | 筑西市（ちくせい） | — |
| | つくば市 | 【不育症検査費・不育症治療費】 |
| | つくばみらい市 | 【不妊治療費】 |
| | 土浦市 | 【不育症治療費】 |
| | 東海村 | 【不育症治療費】 |
| | 利根町 | — |
| | 取手市 | — |
| | 那珂市 | — |
| | 行方市（なめがた） | 【不育症治療費】 |
| | 坂東市 | — |
| | 日立市 | 【不育症治療費】 |
| | | 【不妊治療費】 |
| | 常陸太田市（ひたちのおおた） | 【不育症治療費】 |
| | | 【不妊治療費】 |
| | 常陸大宮市 | 【不育症検査費】 |
| | ひたちなか市 | — |
| | | 【不妊治療費】 |
| | 鉾田市 | 【不育症治療費】 |
| | 水戸市 | 【不育症治療費】 |
| | 美浦村 | — |
| | 守谷市 | 【特定不妊治療費】 |
| | 八千代町 | — |
| | 結城市 | — |
| | 竜ヶ崎市 | — |

各自治体の助成金一覧（群馬県）

| 都道府県での助成の概要 | 市区町村 | 各市町村での助成の概要 |
|-------------|---------|---------------------------|
| | 安中市 | 【不妊治療費】 |
| | 伊勢崎市 | 【不育治療費】 |
| | 板倉町 | 【不妊・不育症治療費】（不妊症に関しては経過措置） |
| | 上野村 | 【不妊治療費】 |
| | 邑楽町 | 【不育症治療費】 |
| | | 【不妊治療費】 |
| | 大泉町 | 【不育症費】 |
| | 太田市 | 【不妊治療費】 |
| | 片品村 | 【特定不妊治療費】 |
| | 川場村 | 【不妊治療費・不育治療費】 |
| | 神流町 | — |
| | 甘楽町 | 【不妊治療費】 |
| | 桐生市 | 【不妊治療費】 |
| | 草津町 | — |
| | 渋川市 | 【不妊治療費】 【不育症治療費】 |
| | 下仁田町 | — |
| | 昭和村 | 【不妊治療費】 |
| | 榛東村 | 【不妊治療費・不育症治療費】 |
| | 高崎市 | 【不育症治療費】 |
| | 高山村 | 【不妊治療費】 |
| | 館林市 | 【不妊治療費】 |
| | 玉村町 | 【不妊治療費】 |
| | 千代田町 | 【不妊治療費】 |
| | 碓氷村 | 【不妊治療費】 |
| | 富岡市中之条町 | 【不妊治療費】 |
| | 長野原町 | — |
| | 南牧村 | 【不妊治療費】 |
| | 沼田市 | 【不妊治療費】 |
| | 東吾妻町 | 【不妊治療費】 |
| | 藤岡市 | 【不妊治療費】 |
| | 前橋市 | 【不妊治療費】 |
| | みどり市 | 【不妊治療費】 【不育症治療費】 |
| | みなかみ町 | 【不妊治療費】 |
| | 明和町 | 【不妊治療費・不育症治療費】 |
| | 吉岡町 | 【不妊治療費・不育治療費】 |

各自治体の助成金一覧（栃木県）

| 都道府県での助成の概要 | 市区町村 | 各市町村での助成の概要 |
|-------------|-------------|------------------------------|
| | 足利市 | 【不育症治療費】 |
| | 市貝町 | 【不妊治療費】 |
| | 宇都宮市 | 【不妊治療（生殖補助医療等）費】 【不育症検査費】 |
| | 大田原市 | 【不育症治療費】 |
| | 小山市 | 【不妊治療費】 |
| | 鹿沼市 | 【不育症治療費】 |
| | 上三川町（かみのかわ） | 【不妊治療費】 |
| | さくら市 | — |
| | 佐野市 | 【不妊治療費】 |
| | | 【不育症治療費】 |
| | 塩谷町 | — |
| | 下野市 | — |
| | 高根沢町 | 【不妊治療費】 |
| | 栃木市 | 【不妊治療費】 |
| | 那珂川町 | 【不妊治療費】 |
| | 那須町 | 【不妊治療費】 |
| | 那須烏山市 | — |
| | 那須塩原市 | 【不妊治療費】 |
| | 日光市 | 【不妊治療費・不育症治療費】 |
| | 野木町 | 【不妊治療費】 |
| | 芳賀町 | 【不妊治療費】 |
| | 益子町 | 【不妊治療費】 |
| | 壬生町 | 【不育症治療費】 |
| | 真岡市 | 【不妊治療費】 |
| | 茂木町 | 【不妊治療費】 |
| | 矢板市 | — |